

◆◆◆ 気象測器の検定制度あれこれ

日々の気象観測のデータとその長年にわたる蓄積は、天気の推移の把握やその予報はもとより近年人類共通の課題となってきた地球温暖化への対応のため等にも極めて大切かつ不可欠な役割を担っています。気象観測の多くは観測測器によって行われており、気象測器の機能と観測精度を常に一定の基準内に保持することは、観測環境の確保とともに気象観測の基本となっています。このため、国際的には、世界気象機関（WMO 国連の専門機関のひとつ）において、観測機器の機能や必要な測定精度等が観測方法とともに規定されています。また、我が国においては、以下に述べるように気象測器の国家検定制度が導入されています。

日本における気象測器検定の歴史は、明治41年に制定された「中央気象台気象器械検定規定」に基づく気象測器の検定にまで遡ることができます。第二次大戦後、相次ぐ台風の襲来による大災害を契機に自然災害の防止軽減を図り、また国の気象業務の責任を明確にするとともに、国際社会への復帰活動のひとつとして世界気象機関への加盟に向けて、「気象業務法」（昭和27年6月2日法律第165号）が整備され、そのもとで定められた気象測器検定規則（昭和27年11月29日、運輸省令第102号）に沿っての気象測器の検定が開始された。気象業務法により、その観測の成果を発表したり災害の防止に利用するための観測データの取得等には検定に合格した測器を使用するなどの一定の基準のもとで観測することとされています。

検定には当初、個々の測器ひとつひとつに、その構造・材質および測定器差のそれぞれについて検査を行う方法がとられていましたが、平成4年4月1日には、構造・材質については予め気象庁の承認を取得した測器については、気象庁にて器差のみを基準となる測器との比較により検査する所謂「型式証明制度」が導入され、検定に要する期間の短縮等がはかられました。また、それまで検定の有効期間は測器の種類を問わず一律5年間でしたが、平成10年には一部気象測器の検定の有効期間が10年間に延長され、さらに、平成13年には一部気象測器については検定の対象から除外されました。

また、気象測器の検定作業は、従前はすべて気象庁が行ってきましたが、平成13年には、「指定検定機関制度」が、また、平成16年3月には「登録検定機関制度」が導入され、現在では気象庁での検定実務に代わって、登録検定機関にて検定実務が行われています。この、「登録検定機関制度」では、一定の条件を備えた組織が気象庁への登録のもとに、検定実務を行う仕組みとなっています。

型式証明を取得した測器については、前述のように器差の検査のみが行われますが、この検査としては、登録検定機関での実器の検定ほか、気象庁の事前の認定をうけた認定測定者（測器製造者等）が行った検査成績を登録検定機関に提出し、同機関の書類審査により検定証書を取得する制度も導入されています。

気象庁の登録検定機関として我が国における気象測器の検定事務を担当している(財)気象業務支援センターでは、このような気象測器検定制度の活用により、正確で信頼おける気象観測が広く行われることを願って止みません。

気象測器の検定についてのFQA

Q1 気象測器の検定対象測器と登録検定機関における検定の受付及び実施場所は。

A 下表のとおりです。

検定の実施場所等	対象測器
気象庁内検定所 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4 TEL 03-3215-2233 FAX 03-3215-2220 E-mail kentei@jmbsec.or.jp	1 風車型風速計、2 風杯型風速計、3 超音波式風速計 および認定測定者からの検査成績書類による書面での検定
気象測器検定試験センター内 気象業務支援センターつくば検定所 〒305-0052 茨城県つくば市長峰 1-2 TEL 029-869-8551 FAX 029-869-8552 E-mail kentei-tsukuba@jmbsec.or.jp	1 ガラス製温度計 2 金属製温度計、 3 電気式温度計 4 ラジオゾンデ用温度計、 5 液柱型水銀気圧計 6 アネロイド型気圧計、 7 電気式気圧計 8 ラジオゾンデ用気圧計、 9 乾湿式湿度計 10 毛髪製湿度計、 11 露点式湿度計 12 電気式湿度計、

	13 ラジオゾンデ用湿度計	14 電気式日射計、
	15 貯水型雨量計	16 転倒ます型雨量計、
	17 積雪計	18 複合気象測器

Q 2 最近の年間の気象測器の検定個数はどのくらいですか。

A 測器の種類によって数は大きく異なりますが、全体としては年間 12,000 個内外の気象測器の検定を行っています。

Q 3 気象測器の検定の申込は、測器製造者が行う必要がありますか。

A 測器製造者からの受検申込が大部分ですが、測器の所有者等を含めて誰でも申込ができます。

Q 4 一定の気象観測には、登録検定機関の検定に合格した測器を使用しなければならに背景は。

A 冒頭にも述べたように、正しい気象観測データの重要性から。所要の気象観測に検定に合格していない、あるいは、検定の有効期間の切れた測器を用いた場合には、気象業務法の罰則の適用もあります。

測器検定の詳細や検定料金等は当センターのホームページ内の下記のページをご覧ください。か、当センター測器検定室（上記表内の気象庁内検定所）にお問い合わせください。

<http://www.jmbse.or.jp/hp/other/sokki1.html>